（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第四十二条の六　法第四十一条の三第一項において読み替えて準用する会社法第三百九十六条第二項第二号に規定する主務省令で定める方法は、同号に規定する電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（削る）

（信用事業の全部又は一部の譲渡の認可の申請等）

第四十三条　組合又は連合会は、法第五十四条の二第三項の規定による信用事業の全部又は一部の譲渡の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　信用事業の全部又は一部の譲渡を決議した総会の議事録

三　（略）

四　法第五十四条の二第六項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。次号並びに次条第一項第四号及び第五号において同じ。）において読み替えて準用する法第五十三条第二項の規定に基づく公告に係る計算書類

五～八　（略）

２　（略）

（信用事業の全部又は一部の譲受けの認可の申請等）

第四十四条　組合又は連合会は、法第五十四条の二第三項の規定による信用事業の全部又は一部の譲受けの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　信用事業の全部又は一部の譲受けを決議した総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

三　（略）

四　法第五十四条の二第六項において読み替えて準用する法第五十三条第二項の規定に基づく公告に係る計算書類

（責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第四十二条の六　法第四十一条の二第七項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一　被告となるべき者

二　請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

（訴えを提起しない理由の通知方法）

第四十二条の七　法第四十一条の二第七項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項の主務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一　組合又は連合会が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

二　請求対象者の責任又は義務の有無についての判断

三　請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、法第四十四条（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の役員の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由

（信用事業の全部又は一部の譲渡の認可の申請等）

第四十三条　組合又は連合会は、法第五十四条の二第三項の規定による信用事業の全部又は一部の譲渡の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　信用事業の全部又は一部の譲渡を議決した総会の議事録

三　（略）

四　法第五十四条の二第六項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。次号並びに次条第一項第四号及び第五号において同じ。）において読み替えて準用する法第五十三条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

五～八　（略）

２　（略）

（信用事業の全部又は一部の譲受けの認可の申請等）

第四十四条　組合又は連合会は、法第五十四条の二第三項の規定による信用事業の全部又は一部の譲受けの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　信用事業の全部又は一部の譲受けを議決した総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

三　（略）

四　法第五十四条の二第六項において読み替えて準用する法第五十三条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表